

1. 件名：福島第一原子力発電所5・6号機 No. 3, 4 重油タンクの解体・撤去に係る面談
2. 日時：令和2年8月27日（木）16時05分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、松井安全審査官、市森係員

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、5・6号機 No. 3, 4 重油タンクの解体・撤去について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 東日本大震災の津波により損傷を受けた5・6号機 No. 3, 4 重油タンク及び関連設備は、今後使用しないことから撤去すること。
  - 撤去に当たっては、タンク内部の線量測定を行い、放射能は極めて低いことを確認したこと。
  - タンク内に残っていた油は既に構内の屋外危険物貯蔵所に移送・保管し、タンク内部はジェット洗浄により数度洗浄を行っているため、タンクは不燃物として撤去後は保管する予定であること。
  - 上記のとおりタンクは洗浄し油は除去しているものの、念のため解体・撤去は溶断ではなく、先端がハサミ状の重機による裁断方式で行った後、目視で確認を行い、油が残っている場合は再度洗浄を行うことで、油を完全に除染すること。
  - 解体・撤去作業時には、ダスト飛散防止や被ばく防止のためにろ過水を散水すること。
  - 解体・撤去に伴い発生する廃棄物は、実施計画に基づき保管し、廃棄物量は年間想定発生量に計上済であること。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認するとともに、以下について説明を求めた。
  - タンク及び関連設備の解体・撤去は、既に実施計画に定めた方法に準じて行うとしているが、どの方法に従って作業を行うのか具体的な作業内容等の詳細を示すこと。

## 6. その他

資料：福島第一原子力発電所 5・6号機 No. 3, 4 重油タンクの解体・撤去について